

## 二本松市地域おこし協力隊員（東和地域）募集要項

### 1 募集概要

二本松市では、地域外からの人材を積極的に誘致し、定住、定着を図るとともに、人材の能力を発揮できる場の提供に努め、地域力の維持及び魅力ある地域づくりを推進するため、地域おこし協力隊員を募集します。

二本松市の山村部に位置する東和地域では、道の駅ふくしま東和を拠点とし、豊かな自然環境を活かした農村と都市との交流事業等、人的交流による活性化を展開し、新規就農者を含めて多くの方が移住されています。

### 2 募集人数 1名

### 3 活動内容

市内の所定の地域に勤務し、次の業務に従事します。

#### <業務概要>

勤務先（受入先）：NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会

- (1) 東和地域グリーンツーリズム推進協議会の活動支援
- (2) その他勤務先（受入先）及び担当課（東和支所地域振興課）より指示される活動

#### 【活動例】

道の駅「ふくしま東和」に事務局を置く東和地域グリーンツーリズム推進協議会の活動の支援として、地元の方との交流を通して地域事業の支援や移住・定住促進に関するイベント企画や農家民宿、就農体験コンテンツをメインとした情報発信等を行う。

#### 【活動目標】

地域に愛される道の駅「ふくしま東和」の運営に関わることによって、東和地域の暮らしを知り、地域の方々とのつながりを持つ。また、東和地域の魅力をPRする情報発信を行うことによって、東和地域を知らない人に分かり易く伝え、地域交流を呼びかける企画を展開し、自身のキャリアアップにつながる活動を通して、卒隊後の定住を目指す。

### 4 雇用関係の有無 有

### 5 雇用形態及び処遇等

#### (1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員

#### (2) 給与・賃金等

月額205,520円

※通勤手当あり

※上記から社会保険料等の本人負担分を控除します。

(3) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入

(4) 住居

東和地域内の借家や空き家等に入居します。(家賃負担なし、光熱水費は本人負担)

(5) その他

業務用の公用車を1台配置します。作業服等の諸経費や業務に関する資格取得に係る経費は、必要に応じて予算の範囲内で支給します。

6 委嘱期間

任用の日から3年間

7 応募資格

次の要件を満たす方が応募できます。

(1) 学歴 高等学校卒業以上の方

(2) 任用の日において18歳以上の方

(3) 居住地要件

応募日時点において、3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住(住民登録をしている方)し、任用後、二本松市に住民票を異動し生活拠点を移すことができる方。

(4) 普通自動車運転免許をお持ちの方

(5) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、パワーポイント等)ができる方

(6) 地域住民と協力して活動に従事し、任期満了後も当市に定住する意欲のある方

(7) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方

(8) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

8 勤務時間等

(1) 勤務地

道の駅ふくしま東和(二本松市東和地域)

(2) 勤務時間

1週間あたり31時間(パートタイム勤務)

通常の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分となります。

(1日の勤務時間7時間45分、原則週4日勤務)

(3) 休暇等

①年次有給休暇 有

※任用期間、勤務月数に応じて付与されます。未使用分は翌年度に繰り越すことができます。

(4月採用の場合は10日付与)

②特別有給休暇 有

## 9 応募方法

- (1) 応募期間 随時
- (2) 提出書類（郵送又は持参にて提出してください。）

- ①応募用紙
- ②履歴書（写真貼付、市販品使用）
- ③住民票1通（直近1か月以内のもの）

※応募用紙は当市ウェブサイトからダウンロードできます。インターネット環境が無い方は電話にてお問い合わせください。後日書類を郵送いたします。

- (3) 選考方法

書類選考のうえ、面接を実施します。（実施日時及び実施場所については、電話にて連絡します。）結果（合否）については書面にて通知いたします。

- (4) 応募先及びお問合せ先

〒964-0292

福島県二本松市針道字蔵下22番地

二本松市東和支所地域振興課地域振興係

☎：0243-66-2490 FAX：0243-46-4122

Email：[tow.chiikishinko@city.nihonmatsu.lg.jp](mailto:tow.chiikishinko@city.nihonmatsu.lg.jp)

- (5) 勤務地等の見学

勤務地等の見学案内を受け付けています。希望する方は見学希望日時を、電話にてお問い合わせください。

## 10 合格者の任用

合格者は、任用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が任用者を決定します。

※任用候補者名簿に登載されても、組織及び予算編成の都合上、任用されないことがあります。